

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	東京電力ホールディングス株式会社	コード	9501
提出日	2020/5/22	異動（予定）日	2020/6/25
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	檜田 松瑩	社外取締役	○													○		有
2	國井 秀子	社外取締役	○													○		有
3	高浦 英夫	社外取締役	○													○		有
4	安念 潤司	社外取締役	○													○		有
5	大八木 成男	社外取締役	○													○	新任	有
6	大西 正一郎	社外取締役	○													○	新任	有
7	田中 耕太郎	社外取締役	○									○					新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
2		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
3		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
4		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
5		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
6		同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準及び当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に照らして独立性があり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定するものであります。
7	同氏は、当社の主要株主である原子力損害賠償・廃炉等支援機構の連絡調整室次長を務めております。	同氏については、独立性に関する判断要素として掲げられた事由等に関し、左記のような該当状況がありますが、下記のとおり、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと考えられることから、同氏を独立役員として指定するものであります。 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金援助等を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保を図ること等を目的として、2011年9月に国の認可を受けて設立された法人であり営利を目的としていないこと。

4. 補足説明

上記の7名は、いずれも当社が定める以下の「社外取締役の独立性判断基準」を満たしております。

【社外取締役の独立性判断基準】

社外取締役の独立性に関しては、以下のいずれの事項にも該当しない場合、独立性があると判断する。

1. 当社グループ関係者
 - ・当社又は当社子会社の出身者
2. 主要株主（議決権の10分の1以上を保有する株主をいう。以下同じ）
 - ・当社の現在の主要株主の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する「業務執行者」をいう。以下同じ）
 - ・当社が現在主要株主である会社の業務執行者
3. 主要な取引先
 - ・当社又は当社子会社を主要な取引先とする法人（注1）の業務執行者
 - ・当社又は当社子会社の主要な取引先である法人（注2）の業務執行者
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
 - ・現在、当社又は当社子会社の会計監査人である監査法人の社員等
 - ・上記に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者
5. 役員相互就任
 - ・当社又は当社子会社から役員を受け入れている会社の役員
6. 近親者
 - ・当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人の配偶者又は二親等内の親族(以下「近親者」という)
 - ・最近3年間に於いて、当社又は当社子会社の取締役、執行役又は執行役員その他の重要な使用人であった者の近親者
 - ・上記2から4の要件に該当する者の近親者。但し、上記2及び3の業務執行者については、取締役、執行役又は執行役員その他これらに類する役職にある者に限るものとし、上記4の社員等については、社員又はパートナーに限るものとする。
7. その他
 - ・当社の一般株主全体との間で上記1から6までにおいて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者

なお、上記のいずれかの事項に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性を有すると考えられる者については、当社は、当該人物が独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役候補者とすることができるとする。

注1：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社からの支払額が、その取引先における年間連結売上高の2%以上である場合における当該取引先

注2：直近3事業年度のいずれかにおいて、当社又は当社子会社に対する支払額が、当社における年間連結売上高の2%以上である場合における取引先（借入先については、当社又は当社子会社の借入額が、当社における連結総資産の2%以上である場合における当該借入先）

【「独立役員の属性情報」の記載省略に関する軽微基準】

各独立役員本人及び出身元の会社等との間の取引及び寄付については、その規模（双方の売上高に占める割合等）及び態様（一般消費者としての定型的な取引等）に鑑みて、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないと考えられる場合には、その概要の記載を省略する。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。